

登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可の証明をお願いいたします。

いちご保育園

園児氏名

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消失した後2日経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染（O-157・O-26・O-111など）	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	その他の感染症	病名「 」

上記の疾患で 令和 年 月 日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

※保育園生活での注意事項

(

)

証明日：令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

○ 医師が記入した登園許可証明書が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後	解熱後3日を経過してから
風疹	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1~2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくがぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎(はやり目)	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性角結膜炎	ウイルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで